

四ツ角周辺地区計画の細則

四ツ角周辺地区計画の地区整備計画により制限されるが、その中の建築物の形態又は意匠の制限の細部の基準は、この細則の定めるところによる。

- 1 建築様式は、格調と重厚感の感じられるデザイン様式とする。
- 2 高架水槽は、壁の立ち上げ又はルーバー等により四隅を囲うこと。
- 3 空調設備の室外機及び換気扇は、(都)渋川原町線、(都)渋川高崎線、(都)四ツ角環状線(以下「規制道路」という。)に接する壁面には設置できない。但し、壁の立ち上げ又はルーバー等により囲われた場合はこの限りではない。
- 4 給排水等の配管類は、規制道路に接する壁面に露出できない。
- 5 加圧給水装置は、規制道路から見える場所に設置してはならない。但し、壁の立ち上げ又はルーバー等により囲われた場合はこの限りではない。
- 6 広告物、看板等は下記による。

(1) 袖看板

- ①原則として敷地内に納め、表示面積 5 m^2 以内とする。但し、敷地等の関係で、敷地内に納めることが出来ない場合は下記仕様により、道路管理者の道路占用許可を得ること。
- ②歩道を有する道路にあっては、看板の下端と路面との距離は 3 m 以上、官民界からの出幅が 60 cm 以内で片面の表示面積 5 m^2 以内とする。
- ③歩道を有しない道路にあっては、看板の下端と路面との距離は 4.7 m 以上、官民界からの出幅が 45 cm 以内で片面の表示面積 5 m^2 以内とする。
- ④1建築物2カ所以内とする。但し、複数店が入る場合別途協議する。

(2) 壁面看板

- ①建築物の外壁と一体的な看板とし、各個店の個性を生かしたものとする。
- ②壁面看板の大きさは、建築物の壁面の面積が 50 m^2 以上のものは、その壁面の $1/10$ 以下とし、壁面の面積が 50 m^2 未満のものは、 5 m^2 以下とする。

(3) 立体看板

- ①各店舗の業種、業態、商品が視覚的に表現された風格と個性豊かなものとする。
- ②原則として敷地内に納めること。
- ③看板の下端と地盤面との距離は 2.4 m 以上、建築物からの出幅を 80 cm 以内とし、上下寸法を 80 cm 以内とする。

(4) 置き看板

- ①敷地内に納めることとし、歩行者の妨げにならないようにする。

- 7 垣又はさくの構造の制限の中で、門の袖(2 m 以下に限る。)は、門に含まれる。
- 8 垣又はさくの構造の制限の中で、大和塀等は、透視可能なフェンスに含まれる。